

# 岡山県稲、麦類及び大豆の種子供給に係る取扱要領

農 産 課 長 通 知

制 定 平成30年3月27日付け農産第1253号  
一部改正 平成31年2月12日付け農産第1091号  
一部改正 令和4年3月22日付け農産第1185号

## 第1 趣旨

岡山県稲、麦類及び大豆の種子供給に係る基本要綱（平成30年3月13日付け農産第1187号農林水産部長通知。以下「要綱」という。）の施行については、岡山県稲、麦類及び大豆の種子供給に係る運用（平成30年3月27日付け農産第1253号農産課長通知。以下「運用」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

## 第2 ほ場設置の留意事項

1 稲、麦類及び大豆の一般種子を生産する者は、採種ほ場を設置するに当たり、次の留意事項を勘案する。

- (1) 生産しようとする品種の栽培に適した気象、土壌、用水等の自然条件を有する地域内にほ場があること。
- (2) 周辺のは場における植物、病原体又は汚水、混交の可能性のある植物の花粉等から一般種子の生産が重大な支障を受けるおそれのないこと。
- (3) 必要な知識及び技術を有する者によって、ほ場が経営され、かつ、効率的な生産が適地において可能な限り集中して行われること。
- (4) 一般種子の生産に必要な機械及び施設を利用できる体制を有していること。
- (5) ほ場が、種子生産を効率的に行い得る適切な面積を有していること。

2 一般種子の生産が、他からの委託により行われる場合は、次によるものとする。

- (1) 受託者が、一般種子の生産方法に関して委託者の指導を的確に実行する能力を有し、かつ、優良な一般種子の生産に熱意を有していること。
- (2) 一般種子の生産が、委託者と受託者との明確な責任の分担の下で行われるよう次の事項を含む契約を受託者と締結しておくこと。

ア 委託者は、受託者に対し一般種子の生産に必要な原種の供給の責任を有すること。

イ 委託者は、一般種子の生産について、指導及び監督の責任を有すること及び受託者はこれに従うこと。

ウ 委託者は、生産された一般種子について、処分の責任を有すること及び受託者はこれに従うこと。

エ 委託者は、要綱第5の2に規定するほ場の報告又は要綱第5の3の(3)に規

定する審査の請求を代理して行う場合には、受託生産者に代わって行うこと。

オ 委託者は、稲、麦類及び大豆の種子の生産及び普及を促進するため、必要な範囲内において審査実績等の情報を利用すること及び受託生産者はこれに同意すること。

### 第3 採種ほ場の報告

1 稲、麦類及び大豆の一般種子を生産する者は、次に定める期日までに、住所地を管轄する県民局長（原種ほ等に係るものにあつては知事。以下同じ。）に、様式第1号による報告書を提出しなければならない。

(1) 稲 毎年 5月末（吉備高原、津山盆地、中国山地）

毎年 6月末（岡山平野）

(2) 麦類 毎年12月末

(3) 大豆 毎年 6月末

2 前項の報告に係る一般種子の生産が他からの委託により行われる場合は、当該委託者は、委託を受けて一般種子を生産し、又は生産しようとする者（以下「受託生産者」という。）を代理して、住所地を管轄する県民局長に、様式第2号による報告書を提出することができる。

3 同質遺伝子品種（特定の病虫害抵抗性等の特定の形質を除き、他の形質は遺伝的に同質となるよう改良した品種）を混合して一般種子を生産する場合には、様式第1号の「同左品種名」欄及び様式第2号の「品種名」欄に、混合したすべての品種名及びその混合比率並びに当該品種から構成される集団に名称が付されている場合には、その名称を記入するものとする。

4 県民局長は、1又は2の報告を受理したときは、様式第3号により、改良協会、関係農業協同組合、農産課に写しを送付する。

5 1又は2により報告を行った者は、採種ほ場に、様式第4号による標札を立てなければならない。6により変更の報告を行った採種ほ場も同様とする。

6 1又は2により報告を行った者は、やむを得ない事由により採種ほ場の変更若しくは取消し又は受託生産者の変更をしようとするときは、様式第1号又は様式第2号による報告書の表題に（変更）を追記のうえ、変更部分を朱書訂正したものを当該県民局長に提出しなければならない。

### 第4 審査の請求

要綱第5の3の（1）のほ場審査及び同（2）の生産物審査（以下「審査」という。）を受けようとする者（以下「審査請求者」という。）は、審査請求者の住所地を管轄する農業普及指導センター所長（以下「審査員代表者」という。）に、様式第5号による審査請求書を提出するものとする。

ただし、請求に係る一般種子等の生産が他からの委託により行われる場合には、当該委託者は、受託生産者を代理して請求することができる。

## 第5 審査員

1 知事は、要綱第5の3の(4)の審査を行わせるため、次に掲げる職員のうちから種子審査員(以下「審査員」という。)を命ずる。

(1) 普及指導員

(2) 前号に掲げる者のほか、知事が適当と認める職員

2 前項による証票の書式は、様式第6号のとおりとする。

3 知事は、審査事務の円滑かつ能率的な実施を図るため必要がある場合には、別記1により、審査員の事務を補助する者(以下「審査補助員」という。)を委嘱し、審査の事前準備その他の補助事務を行わせることができるものとする。

## 第6 審査の基準及び方法

審査の基準及び方法は、別記2のとおりとする。

## 第7 審査結果の報告

1 審査員代表者は、最終期のほ場審査又は生産物審査の終了後すみやかに、県民局長に様式第7号によるほ場審査結果報告書又は様式第8号による生産物審査結果報告書を提出するものとする。

2 県民局長は、前項の報告書を取りまとめ、様式第9号によるほ場審査結果集計表又は様式第10号による生産物審査結果集計表を知事に提出するものとする。

## 第8 審査結果の通知等

県民局長は、前条第1項の審査の結果報告に基づき、審査請求者に対し様式第11号によるほ場審査結果又は様式第12号による生産物審査結果を通知するとともに、農産物検査を実施する農産物検査法第2条第5項に規定された登録検査機関に様式第12号による生産物審査結果を送付するものとする。

## 第9 種子生産用種子

一般種子等を生産するために用いる種子は、次に掲げるものとする。

1 原原種を生産するために用いる種子は、生産する品種の育成者若しくはその者の所属する団体の直接の管理の下に適正に生産された育種家種子であって、当該育成者若しくは当該団体の品質を保証する旨の書状が添付されたもの又は系統別に保存されている原原種とする。

2 原種を生産するために用いる種子は、原原種とする。

3 一般種子を生産するために用いる種子は、原種とする。ただし、知事が一般種子の生産を緊急に行う必要があると認めた場合その他特別の事情があると認めた場合には原原種を、知事が災害等により原種の供給が困難となったと認めた場合には一般種子を用いることを妨げないものとする。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成31年2月12日付け農産第1091号）

この要領は、平成31年2月12日から施行する。

附 則（令和4年3月22日付け農産第1185号）

この要領は、令和4年4月1日から適用する。

## 審査補助員の委嘱等

### 1 審査補助員の委嘱の方法

審査補助員は、審査員の事務を補助するために必要な知識及び技術を有し、かつ、稲、麦類及び大豆の優良な種子の生産及び普及に熱意を有している者の中から選考して知事が委嘱するものとする。ただし、県の職員以外の者から選考する場合には、原種等又は一般種子の生産に直接関係する者を除くものとする。

### 2 審査補助員の行い得る事務

(1) 審査補助員は、審査員の指示の下に次の事務を行うことができるものとする。

ア 審査の請求者（その代理人を含む。以下同じ。）との間における当該審査に関する事項の連絡調整

イ 審査のための調査、助言及び指導

ウ 審査及び審査結果の記録及び補助

エ 要綱第5の3の(6)のほ場審査結果及び生産物審査結果の通知の補助

(2) 審査員は、審査補助員に審査を行わせ、当該審査の結果を検討の上、当該検査済みの農作物又は種子を抽出して審査を行う等の審査の効率化を図ることができるものとする。ただし、当該抽出審査中に不合格の農作物及び種子を認めた場合には、直ちに個別審査に切り替えるものとする。

## 審査の基準及び方法

### 1 審査の基準

#### (1) ほ場審査の基準

##### ア 採種ほ場等の隔離

採種ほ場の隔離の程度は、次のとおりとする。

(ア) 前作に種子生産が行われる作物と同じ作物が栽培されていた場合には、前作の収穫後1年以上を経過していなければならない。ただし、前作に同一作物の同一品種（同質遺伝子品種を含む。）の種子の生産が行われ、異品種混入の理由により不合格となっていない場合又は収穫後の漏生種子の芽生を除草剤等によりの確に処分している場合にはこの限りでない。

(イ) 隣接の同一作物のほ場とは、用排水路、畦畔、垣根、裸地等によって区分され十分な距離が確保されていないといけない。ただし、出穂又は開花期が異なる品種が隣接している場合又は周縁に同一品種が栽培されている場合にはこの限りでない。

##### イ 変種、異品種及び異種類の農作物並びに雑草の混入限度

ほ場における変種、異品種及び異種類の農作物並びに雑草の混入の最高限度は、次のとおりとする。

(ア) 変種、異品種及び異種類の農作物の混入限度

混入していないこと。

(イ) 雑草の混入限度

農作物の生育に影響を及ぼさない程度であること。（2本/m<sup>2</sup>程度以下）

##### ウ 病虫害及び気象被害の発生限度

ほ場における病虫害及び気象被害の発生の最高限度は、次のとおりとする。

(ア) 種子伝染性の病虫害の発生限度

次のものが発生していないこと。

| 作物名 | 病虫害の種類                          |
|-----|---------------------------------|
| 稲   | ばか苗病、イネ心枯線虫病（イネシンガレセンチュウ）       |
| 麦類  | 裸黒穂病類、堅黒穂病、なまぐさ黒穂病、斑葉病、条斑病、粒線虫病 |
| 大豆  | モザイク病、黒とう病、紫斑病                  |

注：麦類は、大麦、裸麦及び小麦をいう。以下同じ。

(イ) 種子伝染性以外の病虫害の発生限度

病虫害の発生している面積が、ほ場全体の20%以下とすること。

(ウ) 気象被害の発生限度

気象被害の発生している面積が、ほ場全体の20%以下とすること。

エ 稲、麦類及び大豆の生育状況

特に異常を生じていないこと。

オ その他（参考）

(ア)「変種」は、審査対象農作物の品種の個体のうち、変異を生じているものをいう。ただし、当該変異が、当該農作物の生産上特に支障のないものであり、当該品種に通常発生し、かつ、他の品種と同程度に発生するものであって、当該品種に由来することを当該品種の育成者又は育成機関が明らかにしているものを除く。

(イ)「異品種」は、同質遺伝子品種を除くものとする。

(ウ)「異種類」は、異なる種類の農作物とする。

(2) 生産物審査の基準

ア 種子調製の方法

種子調製の方法の基準については、次のとおりとする。

(ア) 調製に当たって混種が起こらないような適切な措置がとられていること。

(イ) 調製中に種子の出所及び由来が常に確認できるようになっていること。

(ウ) 調製作業及び種子の搬入・搬出に関する記録が適正に保存されていること。

(エ) 調製作業の責任者が確保されていること。

イ 発芽率

生産物の発芽率の最低限度は、次のとおりとする。

| 作物名 | 発芽率   |
|-----|-------|
| 稲   | 90%以上 |
| 麦類  | 80%以上 |
| 大豆  | 80%以上 |

ウ 異品種粒、異種穀粒、雑草種子及び病虫害粒の混入限度

異品種粒、異種穀粒、雑草種子及び病虫害粒（病害粒及び虫害粒をいう。以下同じ。）の混入の最高限度は、次のとおりとする。

(ア) 異品種及び異種類の農作物の混入限度

混入していないこと。

(イ) 雑草種子の混入限度

| 作物名 | 混入限度      |
|-----|-----------|
| 稲   | 0.2%以下    |
| 麦類  | 0.2%以下    |
| 大豆  | 混入していないこと |

(ウ) 病虫害粒の混入限度

a 種子伝染性の病虫害粒

混入していないこと

b その他の病虫害粒

| 作物名 | 混入限度    |
|-----|---------|
| 稲   | 0.5%以下  |
| 麦類  | 0.5%以下  |
| 大豆  | 10.0%以下 |

エ その他（参考）

(ア) 百分率は、発芽率を除き、全量に対する重量比をいう。

(イ) 発芽率は、審査対象品種の純種子粒に対する正常発芽率の粒数割合とする。

(ウ) 「純種子粒」とは、成熟粒、未熟粒及び被害粒（種子の内容が線虫の虫えい又は菌体によって置き換わっているもの、稲及び麦類の場合粒の原形の1/2以下のもの並びに大豆の場合粒の原形の1/2以下のもの及び子葉が1枚以下のもの並びに種皮が完全に離脱したものを除く。）をいう。

(エ) 「正常発芽粒」とは、稲及び麦類の場合十分かつ健全に発達した種子根、茎及び第1葉（鞘葉から1/2以上抽出したものに限る。）を有し、かつ、種子に著しい衰弱がない芽生を生じた純種子粒をいい、大豆の場合十分かつ健全に発達した一次根、茎（展開した2枚の子葉を有していたものに限る。）、2枚の初生葉及び頂芽を有する芽生を生じた純種子粒をいう。

(オ) 「異品種粒」とは、審査対象品種（同質遺伝子品種の原種を混合し生産した一般種子の場合、異品種粒とは、混合したすべての品種）の純種子粒を除いた当該主要農作物の種類（稲の場合水陸稲別及びもち・うるち別の種類に区分した場合の当該稲の種類をいう。（カ）において同じ。）の純種子粒をいう。

(カ) 「異種穀粒」とは、当該主要農作物の種類を除いた他の農作物の純種子粒をいう。



## 2 審査の方法

### (1) 審査の進め方

- ア 審査は、第4の請求により実施するものとし、その請求は、(3)のイの審査の時期を考慮して行うものとする。
- イ 審査員代表者は、審査の請求があったときは、審査の進め方についてあらかじめ審査請求者と協議するものとする。
- ウ 審査員代表者は、審査を行うときには、審査請求者及び関係機関と審査の立合い、連絡等に関し密接な連携を図るものとする。
- エ 審査は審査請求者の立会いの下に行うものとし、審査員は、当該審査請求者が次のいずれかに該当するときは当該審査を中止することができる。
  - (ア) 当該審査に立ち会わないとき、又は立会いを途中で止めたとき。
  - (イ) 審査員の指示に従わないとき。
- オ エにより審査を中止するときは、次回審査の日時を定めて中止するものとし、その指示に従った場合は、速やかに審査を継続するものとする。
- カ 審査に当たっては、1の審査の基準を厳格に適用するものとする。ただし、現状では基準に適合しないものであっても、抜取り、再調製等により基準に適合すると認められるときには、必要な措置を指導した後再審査を行うものとする。
- キ 審査の結果は、野帳を作成して詳細に記録するとともに、不合格とするときは審査請求者に対し不合格の理由を明示するものとする。

### (2) 審査及び優良な種子生産のための調査、勧告、助言並びに指導

審査員は、審査を円滑かつ適正に実施するため、また、不合格となる採種ほ場及び生産物の発生の未然防止に努め優良な種子生産を図るため、資料の配付、研修会の開催、現地指導等により、次の事項について調査、勧告、助言及び指導を行うものとする。

#### ア ほ場審査前

- (ア) 採種ほ場の隔離の程度
- (イ) 種子の予措の方法及び苗代の管理方法
- (ウ) 播種日又は移植日
- (エ) 病虫害発生の状況及び防除の方法
- (オ) 異種類、異品種等の個体の抜取り状況

#### イ 生産物審査前

- (ア) 収穫、乾燥、調製及び包装の方法並びに農機具の清掃の方法
- (イ) 種子の調製用機械・施設の調整の方法
- (ウ) 異品種粒等の混入の防止
- (エ) 収穫後の病虫害、鼠害防止

ウ 審査の終了後

(ア) 審査の結果不合格と認められた採種ほ場等及びその生産物の処理の方法

(イ) 優良な種子を生産するために改善すべき事項

(3) ほ場審査

ア 審査の単位

審査の単位は、農道、畦畔、垣根、周縁作物等で明確に区分されたほ場を1単位とする。

イ 審査の時期

(ア) ほ場審査は、次の各時期に行うものとする。また、当該時期における審査のみでは適正な審査を実施することが困難な場合には、別の時期にも審査を行うものとする。

| 審査時期<br>作物名 | 第 1 期 | 第 2 期 |
|-------------|-------|-------|
| 稲           | 出穂期   | 糊熟期   |
| 麦類          | 出穂期   | 糊熟期   |
| 大豆          | 開花期   | 成熟期   |

(イ) 種子伝染性の病虫害の発生する恐れのある場合には、最も確認しやすい時期にも審査を行わなければならないものとする。

(ウ) 審査日は、好天日を選び、早朝及び日没後を避けるものとする。

ウ 変種、異品種及び異種類の農作物の審査

全株審査による。ただし、あらかじめその精度について十分立証された方法による抽出審査に代えることができるものとする。

エ ほ場における雑草の混入程度、病虫害及び気象被害の発生程度、農作物の生育状況の程度

達観審査により行い、その方法は、ほ場1単位ごとにその外側を回りながら、又は適宜ほ場に入って周囲を注意深く見渡し農作物の外観を審査し、混入、発生又は生育の程度を判定する。

オ ほ場審査の着眼事項及び判別法

| 審査時期  | 着 眼 事 項  | 判 別 法  |
|-------|--|--|
| 第 1 期 | 1 報告書記載事項<br>2 採種ほ場の隔離の程度<br>3 変種、異品種、異種類の農作物の混入程度<br>4 雑草の発生程度<br>5 病虫害の発生程度<br>6 気象被害の発生程度<br>7 生育状況 | 1 品種及び面積が報告書記載のとおりかどうか。<br>2 前作の栽培や周辺ほ場からの影響がないかどうか。<br>3 変種、異品種、異種類の農作物は抜き取られているかどうか。<br>4 雑草は、抜き取られているかどうか。<br>5 病虫害の種類、り病株数、その程度及び防除の実施と効果はどうか。<br>6 倒伏その他の被害程度。<br>7 出穂開花の早過ぎるもの、又遅すぎるもの並びに穂及び茎葉が品種固有の形状色沢と相違しているものがあるかどうか。<br>出穂開花は整一であるかどうか。<br>生育状況、特に草丈は整一であるかどうか。 |
| 第 2 期 | 1 指示事項実施の有無<br>2 変種、異品種、異種類の農作物の混入程度<br>3 雑草の発生程度<br>4 病虫害の発生程度<br>5 気象被害の発生程度<br>6 生育状況<br>7 見込収穫量    | 1 第1期審査の際指示した事項が行われているかどうか。<br>2 変種、異品種、異種類の農作物は抜き取られているかどうか。<br>3 雑草は抜き取られているかどうか。<br>4 病虫害の種類、り病株数及びその程度並びに防除の実施と効果はどうか。<br>5 倒伏程度、穂発芽の有無、稔実状況はどうか。<br>6 穂揃、傾穂状態、粒形、稔実の整否、芒の有無、長短はどうか。穂並びに茎葉は品種固有の色沢を有しているかどうか。<br>7 見込収穫量はどうか。  |

## カ ほ場審査後の指導事項

- (ア) 脱穀に当っては、脱穀機の使用前後の清掃を充分にし、異品種粒等の混入を避けるとともに回転数を少なくして発芽の低下を防止するよう指導すること。
- (イ) 脱穀後の乾燥・調製・包装の際、異品種粒等が混入しないよう指導すること。
- (ウ) 包装は、必ず新しいものを使用するよう指導すること。
- (エ) 審査の結果、不合格と認められたほ場の生産物が、種子として取り扱われないうようにすること。

## (4) 生産物審査

### ア 審査の単位

- (ア) 審査の単位は、1つの包装若しくは容器又は機械的に十分均質化された荷口を1単位とし、採取される試料の品質が当該荷口全体を正しく代表するものであることとする。
- (イ) 異なる荷口同士を混合して新たな荷口を作成する場合には、種子の品種が同一である場合に限るものとする。また種子の階級が異なる荷口同士を混合する場合には混合して作成された荷口は、混合した荷口のうち最も低い階級と同じ階級に属するものとして審査しなければならない。

### イ 審査の時期

生産物審査は、種子を包装若しくは容器に密封する直前に行うものとし、必要に応じて農産物検査法（昭和26年法律第144号）に基づく農産物検査（以下「農産物検査」という。）以前に行うことができるものとする。ただし、審査上必要な場合には、収穫後から包装・出荷までの期間の必要な時期に更に審査を行うことができるものとする。

### ウ 審査請求生産物の照合

審査請求のあった生産物現品とほ場審査結果について、品種、受託生産者等を照合する。

### エ 審査試料の採取方法

荷口の作製方法、審査場所の状況等を勘案して、次のいずれかの方法を採用する。

#### (ア) 毎個審査

1包装ごとに抜き取り審査する。

#### (イ) 抽出審査

審査場所の状況を勘案して、次の移動法又は静置法により審査する。

##### a 移動法

- ① 連続して作製される審査対象個袋を原則として100個以上について毎個審査を行い、不良個袋（審査の基準に適合しないものをいう。以下同じ。）率を決定し、不良個袋率が5.05%以下の場合に限り抽出審査を行う。

- ② 抽出審査に移行する場合には、まず合格個袋（審査の基準に適合するものをいう。以下同じ。）が連続して次の数に至るまで毎個審査をおこなう。もし当該数に至る前に不良個袋が見い出されれば、新たに次の個袋から数え始め、毎個審査を続ける。

不良個袋を合格個袋と取り換える場合 4 3 個

不良個袋を取り除く場合 4 4 個

- ③ 合格個袋が②の数に至った場合には、次の個袋から 1 0 個毎に区切り、この各抽出区切りから無作為に 1 個を抽出して審査し、当該個袋が合格する限りこの抽出審査を続ける。

- ④ 抽出審査で不良個袋が見い出されれば、次の区切りから毎個審査に戻るものとする。

b 静置法

- ① 均質な荷口を構成する個袋群から、次の表において荷口中の個袋数ごとに掲げた抽出個袋数を無作為に抽出し、審査する。

| 荷口中の個袋数         | 抽出個袋数 | 不良個袋数 |
|-----------------|-------|-------|
| 5 0 個以下         | 1 7 個 | 0 個   |
| 5 1 ~ 1 0 0     | 3 3   | 1     |
| 1 0 1 ~ 2 0 0   | 6 0   | 3     |
| 2 0 1 ~ 3 0 0   | 8 3   | 5     |
| 3 0 1 ~ 4 0 0   | 1 0 0 | 6     |
| 4 0 1 ~ 5 0 0   | 1 1 0 | 7     |
| 5 0 1 ~ 6 0 0   | 1 2 5 | 8     |
| 6 0 1 ~ 8 0 0   | 1 4 0 | 9     |
| 8 0 1 ~ 1 0 0 0 | 1 5 0 | 1 0   |

- ② 審査の結果、不良個袋数が①の表に掲げる数を超えないときは、当該荷口を合格とする。また、超えるときは、毎個審査に切り換えるものとする。

- ③ 不良個袋は、取り除くものとする。

(ウ) ばら審査

- a 施設において連続的に処理され、自動試料採取装置を設置している場合における審査の試料は、経時的、経量的に受検ロットの重量の 1 / 1, 0 0 0 以上を採取する。

b a 以外の場合であって、大型の出荷容器を用いるときにおける審査の試料は、穀刺又は採取器で受検ロットの5か所以上から試料採取の位置が偏在しないように採取する。

c a 又はbの方法により採取した試料は、均一であることを確認した後、試料均分器又は四分法により縮分して審査対象試料を作成する。

#### オ 発芽率の測定方法

##### (ア) 発芽率の測定試料の採取

発芽率を測定するための試料は、測定対象ごとに1区100粒、4反復分計400粒を用意する。

##### (イ) 測定条件

| 主要農作物の種類 | 発芽床の条件      | 温度  | 測定日  |    | 休眠打破法その他の留意事項  |
|----------|-------------|-----|------|----|--|
|          |             |     | 第1回目 | 最終 |  |
| 稲        | ろ紙の上、間又は砂の中 | 25℃ | 5    | 14 | 乾熱(50℃、7日以内)、水又は1規定硝酸に浸漬(24時間)   |
| 大麦       | ろ紙の間又は砂の中   | 20℃ | 4    | 7  | 乾熱(30~35℃、7日以内)、予冷(5~10℃、7日以内)、0.05%ジベレリン(GA <sub>3</sub> )溶液に浸漬又は1%過酸化水素水浸漬 |
| はだか麦     | 〃           | 〃   | 〃    | 〃  | 〃  |
| 小麦       | ろ紙の上、間又は砂の中 | 〃   | 4    | 8  | 〃  |
| 大豆       | ろ紙の間又は砂の中   | 25℃ | 5    | 8  | —  |

注1 温度は、上下1℃の範囲に留めなければならない。

注2 発芽は、照光条件で行うことが望ましい。

注3 測定日には、休眠打破を行った期間は含まない。第1回目の測定日は、1ないし3日の幅を持ってよい。発芽率の測定は、最終の測定日を過ぎて行ってはならない。

(ウ) 測定結果の計算と誤差の取扱い

- a 発芽率の測定結果は、4測定区の平均を百分率で整数（端数は四捨五入）として計算する。
- b 発芽率の測定結果は、測定区の最高値と最低値の差が次の表の4測定区間誤差の範囲内であれば、そのまま用い、これを超える場合には、最高値区と残りの3測定区の差が次の表の3測定区間誤差の範囲内であれば、最低値区を除いた上位3測定区の平均値を用いるものとするが、差が誤差範囲を超える場合には、再測定を行うものとする。

| 平均発芽率<br>(%) | 測定区間誤差の最高限度 |       |
|--------------|-------------|-------|
|              | 4測定区間       | 3測定区間 |
| 99           | 5           | —     |
| 98           | 6           | 5     |
| 97           | 7           | 6     |
| 96           | 8           | 7     |
| 95           | 9           | 8     |
| 94～93        | 10          | 9     |
| 92～91        | 11          | 10    |
| 90～89        | 12          | 11    |
| 88～87        | 13          | 12    |
| 86～84        | 14          | 13    |
| 83～81        | 15          | 14    |
| 80～78        | 16          | 15    |
| 77           | 17          | 15    |
| 76～73        | 17          | 16    |
| 72～71        | 18          | 16    |
| 70～67        | 18          | 17    |
| 66～64        | 19          | 17    |
| 63～56        | 19          | 18    |

## カ 異品種粒、異種穀粒、雑草種子及び病虫害粒の測定方法

### (ア) 測定試料の採取及び分離

測定試料は、1測定単位につき稲50g、麦類100g及び大豆500gを採取し、純種子粒、異品種粒、異種穀粒、雑草種子、病虫害粒及びその他の内容物に分離する。

### (イ) 測定及び測定結果の処理

重量を小数点第1位までのグラム単位で量る。

## キ 同質遺伝子品種に係る生産物審査

同質遺伝子品種に係る原種又は一般種子を個別に生産した後混合して販売する場合には、混合する前に生産物審査を行い、合格したものに限り混合すること。ただし、混合後の生産物審査結果一覧表の「品種名」の欄に、混合したすべての品種名及びその混合比率（重量若しくは容積又は重量比若しくは容積比）並びに当該原種から構成される集団に名称が付されている場合には、その名称を記入すること。

なお、同質遺伝子品種（原原種を除く。）を個別に生産して個別に販売する場合、一般品種と同様の扱いとする。

## ク 生産物審査後の指導事項

(ア) 貯蔵、保管、運送過程におけるそれぞれの取扱いについて、特に慎重を期するよう指導すること。

(イ) 異品種粒の混入並びに虫害、鼠害、変質のないよう指導すること。

(ウ) 生産物審査に合格した生産物については、すみやかに農産物検査を受けるよう指導すること。

## ケ 審査不合格の生産物の取扱い

生産物審査の結果、不合格と認められた生産物が、種子として取り扱われないよう、当該生産物の処分についての的確な措置を講じるものとする。



採種ほ場報告書

年 月 日

〇〇県民局長 殿

住所

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

〇〇農業協同組合（岡山県穀物改良協会）から依頼のあった種子生産について、岡山県稲、麦類及び大豆の種子供給に係る取扱要領（平成30年3月27日付け農産第1253号農産課長通知）第3の1に基づき、下記のとおり生産を行うことについて報告する。

記

- 1 採種ほ場の所在地及び面積並びに当該ほ場において生産しようとする稲、麦類及び大豆の種子の種類及び品種の名称

| 番号 | 所在地 | ほ場の面積 | 生産しようとする種子の種類名 | 同左品種名 |
|----|-----|-------|----------------|-------|
|    |     |       |                |       |
|    |     |       |                |       |

- 2 農業経営の規模  
3 採種に関する経験  
4 採種のために利用する施設及び機械  
5 その他

備考

- (1) 1に掲げる事項は、ほ場1枚ごとに記載し、所在地は、番地まで記入し、面積は、実測面積によること。  
(2) 3の採種に関する経験については、自家採種以外の採種についての経験の有無並びに経験がある場合にあっては、採種に係る稲、麦類及び大豆の種類、採種の回数及び場所を記載すること。  
(3) 5のその他には、種子生産者が委託を受けて種子を生産する者である場合にあっては、委託者の氏名を記載すること。  
(4) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。  
(5) 民間事業者が報告する場合は、「〇〇農業協同組合（岡山県穀物改良協会）」を「岡山県」に書き換えること。  
(6) やむを得ない事由により、ほ場の変更若しくは取り消し又は受託生産者の変更をするときは、「採種ほ場報告書（変更）」と記入し、変更部分を朱書き訂正したものを提出すること。

採種ほ場(代理)報告書 ( 年産)

年 月 日

県民局長 殿

(代理)報告者  
(委託者)

|                    |       |
|--------------------|-------|
| 住所 主たる事務所<br>の所在地  |       |
| フリガナ               |       |
| 氏 名(名称)            |       |
| 法人にあつては、<br>代表者の氏名 |       |
| 電 話 番 号            | ( ) - |

岡山県穀物改良協会から依頼のあつた種子生産について、岡山県稲、麦類及び大豆の種子供給に係る取扱要領（平成30年3月27日付け農産第1253号農産課長通知）第3の2に基づき、下記のとおり生産を行うことについて報告する。

記

1 採種ほ場（総括表）

| 作物名<br>(種類別) | 品 種 名 | ほ場面積 | ほ 場<br>箇所数 | 種子生産<br>予定数量 | 種子生産<br>者数 |
|--------------|-------|------|------------|--------------|------------|
|              |       | a    | 箇所         | kg           | 人          |
|              |       |      |            |              |            |
|              |       |      |            |              |            |
|              |       |      |            |              |            |
|              |       |      |            |              |            |
|              |       |      |            |              |            |

2 内訳表 別記のとおり

(備 考)

- 1 作物名（種類別）の欄は、水稻うるち、水稻もち、小麦、二条大麦、六条大麦、裸麦、大豆に区分する。
- 2 別記の内訳表については、磁気的方法により記録した媒体等による報告を行つても差し支えない。
- 3 やむを得ない事由により、ほ場の変更若しくは取り消し又は受託生産者の変更をするときは、「種子生産（代理）報告書（変更）」と記入し、変更部分を朱書き訂正したものを提出すること。



第 年 月 日  
号

岡山県穀物改良協会 会長理事 殿  
農業協同組合 組合長 殿  
農 産 課 長 殿

県民局長

採種ほ場（ 年産）の設置について

このことについて、岡山県稲、麦類及び大豆の種子供給に係る取扱要領（平成30年3月27日付け農産第1253号農産課長通知）第3の4に基づき、別添のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

注：採種ほ場報告書又は採種ほ場(代理)報告書の写しを添付する。

様式第 4 号

|                    |  |
|--------------------|--|
| 15cm以上             |  |
| 岡 山 県              |  |
| 採種ほ場               |  |
| 担 当 者              |  |
| 番 号                |  |
| 品 種 名              |  |
| 字 ・ 地 番            |  |
| 面 積                |  |
| 播 種 月 日<br>植 付 月 日 |  |
| 種子生産者又は種子生産委託者     |  |
| 岡山県穀物改良協会          |  |
| 25cm以上             |  |
| 1.2m以上             |  |

(備 考)

- 1 標札は堅ろうな材料を用いるとともに、耐水性のインクを用いて記載すること。
- 2 標柱の場合は、標札の記載事項を見えやすいところに記載のこと。
- 3 種子生産者とは、ほ場を経営する者、種子生産委託者とは種子生産者に種子の生産を委託した者をいう。

## ほ場審査・生産物審査請求書

年 月 日

農業普及指導センター所長 殿

請求者

|                    |  |
|--------------------|--|
| 住所 主たる事務所<br>の所在地  |  |
| フリガナ               |  |
| 氏名(名称)             |  |
| 法人にあつては、<br>代表者の氏名 |  |

岡山県稲、麦類及び大豆の種子供給に係る取扱要領（平成30年3月27日付け農産第1253号農産課長通知）第4の規定により、ほ場審査又は生産物審査を受けたいので、次のとおり請求します。

### 記

- 1 請求する審査の種類                      ほ場審査                      生産物審査
- 2 審査対象作物名
- 3 審査日時
- 4 審査場所又は集合場所
- 5 その他

(備考)

- 1 請求する審査の種類は、請求する審査を○で囲む。
- 2 審査対象作物名は、水稻うるち、水稻もち、小麦、二条大麦、六条大麦、裸麦、大豆に区分する。
- 3 その他には、派遣希望する審査員の人数、審査対象作物の品種名、審査対象ほ場数又は生産物数量等を記入する。



ほ場審査結果報告書（ 年産）

年 月 日

県民局長 殿

(審査員代表者)  
農業普及指導センター所長

1 作物・品種別審査結果集計表

| 作物名<br>(種類別) | 品 種 名 | ほ場面積 | 植付面積 | 合格面積 | 不 合 格<br>面 積 | 不合格理由の内訳 (面積実数)             |     |                   |                           |              |
|--------------|-------|------|------|------|--------------|-----------------------------|-----|-------------------|---------------------------|--------------|
|              |       |      |      |      |              | 変種、異<br>品種及び<br>異種類の<br>農作物 | 雑 草 | 種子伝染<br>性の病虫<br>害 | その他の<br>病虫害及<br>び気象被<br>害 | 農作物の<br>生育状況 |
|              |       | a    | a    | a    | a            | a                           | a   | a                 | a                         | a            |
|              |       |      |      |      |              |                             |     |                   |                           |              |
|              |       |      |      |      |              |                             |     |                   |                           |              |
|              |       |      |      |      |              |                             |     |                   |                           |              |
|              |       |      |      |      |              |                             |     |                   |                           |              |
|              |       |      |      |      |              |                             |     |                   |                           |              |
| 計            |       |      |      |      |              |                             |     |                   |                           |              |

2 ほ場別審査結果一覧表 別記のとおり





生産物審査結果報告書（ 年産）

年 月 日

県民局長 殿

(審査員代表者)  
農業普及指導センター所長

1 作物・品種別審査結果集計表

| 作物名<br>(種類別) | 品 種 名 | 審査数量 | 合格数量 | 不 合 格<br>数 量 | 不合格理由の内訳 (重量実数) |      |      |      |      | 備 考 |
|--------------|-------|------|------|--------------|-----------------|------|------|------|------|-----|
|              |       |      |      |              | 発 芽 率           | 異品種粒 | 異種穀粒 | 雑草種子 | 病虫害粒 |     |
|              |       | kg   | kg   | kg           | kg              | kg   | kg   | kg   | kg   |     |
|              |       |      |      |              |                 |      |      |      |      |     |
|              |       |      |      |              |                 |      |      |      |      |     |
|              |       |      |      |              |                 |      |      |      |      |     |
|              |       |      |      |              |                 |      |      |      |      |     |
|              |       |      |      |              |                 |      |      |      |      |     |
| 計            |       |      |      |              |                 |      |      |      |      |     |

2 生産物審査結果一覧表 別記のとおり



ほ場審査結果集計表（ 年産）

第 年 月 号  
日

岡山県知事 殿

県民局長  
(公 印 省 略)

1 審査請求者別集計表

| 審査請求者名<br>(代理請求者別) | 作物名<br>(種類別) | ほ場面積 | 植付面積 | 合格面積 | 不合格<br>面積 | 不合格理由の内訳 (面積実数)             |     |                   |                           |              |
|--------------------|--------------|------|------|------|-----------|-----------------------------|-----|-------------------|---------------------------|--------------|
|                    |              |      |      |      |           | 変種、異<br>品種及び<br>異種類の<br>農作物 | 雑 草 | 種子伝染<br>性の病害<br>虫 | その他の<br>病害虫及<br>び気象被<br>害 | 農作物の<br>生育状況 |
|                    |              | a    | a    | a    | a         | a                           | a   | a                 | a                         | a            |
|                    |              |      |      |      |           |                             |     |                   |                           |              |
|                    |              |      |      |      |           |                             |     |                   |                           |              |
|                    |              |      |      |      |           |                             |     |                   |                           |              |
|                    |              |      |      |      |           |                             |     |                   |                           |              |
|                    |              |      |      |      |           |                             |     |                   |                           |              |
|                    |              |      |      |      |           |                             |     |                   |                           |              |
| 計                  |              |      |      |      |           |                             |     |                   |                           |              |

注：ほ場審査結果報告書の写しを添付する。

生産物審査結果集計表（ 年産）

第 年 月 日

岡山県知事 殿

県民局長  
(公 印 省 略)

1 審査請求者別集計表

| 審査請求者名<br>(代理請求者別) | 作物名<br>(種類別) | 審査数量 | 合格数量 | 不合格<br>数 量 | 不合格理由の内訳 (重量実数) |      |      |      |      | 備 考 |
|--------------------|--------------|------|------|------------|-----------------|------|------|------|------|-----|
|                    |              |      |      |            | 発 芽 率           | 異品種粒 | 異種穀粒 | 雑草種子 | 病害虫粒 |     |
|                    |              | kg   | kg   | kg         | kg              | kg   | kg   | kg   | kg   |     |
|                    |              |      |      |            |                 |      |      |      |      |     |
|                    |              |      |      |            |                 |      |      |      |      |     |
|                    |              |      |      |            |                 |      |      |      |      |     |
|                    |              |      |      |            |                 |      |      |      |      |     |
|                    |              |      |      |            |                 |      |      |      |      |     |
|                    |              |      |      |            |                 |      |      |      |      |     |
| 計                  |              |      |      |            |                 |      |      |      |      |     |

注：生産物審査結果報告書の写しを添付する。

ほ 場 審 査 結 果 ( 年 産 )

第 年 月 号 日

審 査 ( 代 理 ) 請 求 者 殿

県 民 局 長 印

次 の と お り 、 採 種 ほ 場 の ほ 場 審 査 を 実 施 し た の で 報 告 し ま す 。

記

1 審 査 請 求 者 別 集 計 表

| 審 査 請 求 者 名<br>( 代 理 請 求 者 別 ) | 作 物 名<br>( 種 類 別 ) | ほ 場 面 積 | 植 付 面 積 | 合 格 面 積 | 不 合 格<br>面 積 | 不 合 格 理 由 の 内 訳 ( 面 積 実 数 )            |     |                         |                                    |                    |
|--------------------------------|--------------------|---------|---------|---------|--------------|--|-----|-------------------------|------------------------------------|--------------------|
|                                |                    |         |         |         |              | 変 種 、 異<br>品 種 及 び<br>異 種 類 の<br>農 作 物 | 雑 草 | 種 子 伝 染<br>性 の 病 害<br>虫 | そ の 他 の<br>病 害 虫 及<br>び 気 象 被<br>害 | 農 作 物 の<br>生 育 状 況 |
|                                |                    | a       | a       | a       | a            | a                                      | a   | a                       | a                                  | a                  |
|                                |                    |         |         |         |              |  |     |                         |                                    |                    |
|                                |                    |         |         |         |              |  |     |                         |                                    |                    |
|                                |                    |         |         |         |              |  |     |                         |                                    |                    |
|                                |                    |         |         |         |              |  |     |                         |                                    |                    |
|                                |                    |         |         |         |              |  |     |                         |                                    |                    |
| 計                              |                    |         |         |         |              |  |     |                         |                                    |                    |

注 : ほ 場 審 査 結 果 一 覧 表 ( 様 式 第 7 号 関 係 ) の 写 し を 添 付 す る 。



生産物審査結果（ 年産）

第 年 月 号 日

審査（代理）請求者 殿  
 （登録検査機関）  
 殿

県民局長 印

次のとおり、採種ほ場の生産物審査を実施したので報告します。

記

1 審査請求者別集計表

| 審査請求者名<br>(代理請求者別) | 作物名<br>(種類別) | 審査数量 | 合格数量 | 不合格<br>数 量 | 不合格理由の内訳 (重量実数) |      |      |      |      | 備 考 |
|--------------------|--------------|------|------|------------|-----------------|------|------|------|------|-----|
|                    |              |      |      |            | 発 芽 率           | 異品種粒 | 異種穀粒 | 雑草種子 | 病害虫粒 |     |
|                    |              | kg   | kg   | kg         | kg              | kg   | kg   | kg   | kg   |     |
|                    |              |      |      |            |                 |      |      |      |      |     |
|                    |              |      |      |            |                 |      |      |      |      |     |
|                    |              |      |      |            |                 |      |      |      |      |     |
|                    |              |      |      |            |                 |      |      |      |      |     |
|                    |              |      |      |            |                 |      |      |      |      |     |
| 計                  |              |      |      |            |                 |      |      |      |      |     |

注：生産物審査結果一覧表（様式第8号関係）の写しを添付する。



